

漏水等による下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五泉市下水道条例第31条に基づき、給水装置の漏水等により使用水量が多量となった場合における下水道使用料（以下「使用料」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 使用料の減免は、当該使用者の申請に基づき、次の各号による事情を考慮して、その修繕が完了したと認めたとき、1回に限り適用するものとする。

- (1) 給水装置の漏水等の発見の難易度及び下水道流入発見の難易度
- (2) 使用者の給水装置等及び排水設備に対する善良な管理履行度
- (3) 使用者の使用実績、使用形態及び家族数

(適用範囲)

第3条 前条の規定は、当該検針月以前4ヶ月以内の分についてのみ行うものとする。ただし、積雪等により認定検針している場合等、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(使用料対象水量の決定)

第4条 使用料対象水量とは、検針水量から漏水したと思われる水量を減じたものをいい、漏水前2ヶ月の平均水量と前年同月の使用水量を比較し、多い水量（小数点以下切捨て）を使用料対象水量とする。ただし、比較すべき水量に、積雪等により認定検針した水量が含まれている場合等は、適当と思われる平均水量を算出した上で比較するものとする。

- 2 前項の決定が困難な場合は、排除量の認定の例により算出した水量を使用料対象水量とする。

(減免する使用料の決定)

第5条 減免する使用料は、前条により決定する使用料対象水量に基づき決定する。

(適用除外)

第6条 漏水が次に掲げる事由に該当するときは、この要綱を適用しない。

- (1) 使用者及び所有者の故意、過失ならびに第三者の加害によるもの
- (2) 排水設備工事が未承認のもの、または指定工事店以外の者が施工したもの

(申請)

第7条 使用料の減免を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- ・ 公共下水道使用料減免申請
- ・ 給水装置漏水修理証明書
- ・ 写真（原則として工事前後のもの）

(井戸水等の漏水)

第8条 水道水以外の水による汚水の排除量を計測するための装置による検針水量についても、この要綱の規定を読みかえることにより使用料を減免するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、使用料の減免に関し必要があると認められる場合は、その都度公営企業の管理者の権限を行う市長が定める。

附 則

1. この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日上下水告示第1号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。